

(電気装置)

第14条 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第21条第1項第4号、第99条第1項第4号及び第177条第1項第4号の規定は、適用しない。

2 平成17年3月30日以前に保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた燃料電池自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第21条第3項及び第4項、第99条第3項から第6項まで並びに第177条第3項から第5項までの規定は適用しない。3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第17条の2第3項及び第4項並びに細

目告示第21条第3項及び第4項、第99条第3項から第6項まで並びに第177条第3項から第5項までの規定は適用しない。

一 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）

二 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為（以下この条において「改造等」という。）により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年6月30日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第3項及び第4項並びに第99条第3項から第6項までの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第670号）による改正前の細目告示第21条第2項及び第3項並びに第99条第2項から第4項までの規定に適合するものであればよい。

一 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）

二 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（燃料電池自動車を除く。）とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

- 5 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第3項及び第99条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成23年国土交通省告示第670号)による改正前の細目告示第21条第4項及び第99条第5項の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成28年6月22日以前に製作された燃料電池自動車(平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)
 - 二 平成26年6月22日以前に製作された燃料電池自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)を改造等により、燃料電池自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの
- 6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第4項及び第99条第4項から第6項までの規定は、適用しない。
- 一 平成28年6月22日以前に製作された燃料電池自動車(平成26年6月23日以降に指定を受けた型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)
 - 二 平成26年6月22日以前に製作された燃料電池自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)を改造等により、燃料電池自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの
- 7 平成28年7月31日以前に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)及び国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第17条の2第1項及び第2項の規定並びに細目告示第21条第1項及び第2項、第99条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第44号)による改正前の保安基準第17条の2第1項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成23年国土交通省告示第565号)による改正前の細目告示第21条第1項、第99条第1項及び第177条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成28年8月1日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)のうち国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第17条の2第1項及び第2項の規定並びに細目告示第21条第1項及び第2項、第99条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装

置型式指定規則の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第44号）による改正前の保安基準第17条の2第1項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第565号）による改正前の細目告示第21条第1項、

第99条第1項及び第177条第1項の規定に適合するものであればよい。

9 平成28年10月27日以前に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車

（平成28年8月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第1084号）による改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定に

適合するものであればよい。

10 平成28年10月28日以降に製作された大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車

（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。）については、細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定にかかわら

ず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第1084号）による改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第

1項及び第2項の規定に適合するものであればよい。

11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第3項及び第4項、第99条第3

項から第5項並びに第177条第3項から第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第726号）による改正前の細目告示第21条第3項及び第4項、第99条第3項から第5項並びに第177条第

3項から第5項の規定に適合するものであればよい。

一 平成28年7月14日（細目告示第21条第3項第1号及び第99条第3項第1号の国土交

通大臣が定める自動車にあつては平成32年1月19日）以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日（細目告示第21条第3項第1号及び第99条第3項第1号の国土交通大臣

が定める自動車にあつては平成32年1月20日）以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）

二 平成28年7月14日以前に指定を受けた型式指定自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）

三 平成28年7月15日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（平成28年7月14日以前に指定を受けた型式指定自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに

動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)

四 国土交通大臣が定める自動車

12 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第4項第2号及び第99条第4項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成26年国土交通省告示第126号)による改正前の細目告示第21条第4項第2号及び第99条第4項第2号の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成27年8月12日以前に製作された自動車
- 二 平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
 - ロ 平成27年8月13日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第4項第3号及び第99条第4項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成26年国土交通省告示第126号)による改正前の細目告示第21条第4項第3号及び第99条第4項第3号の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成27年8月12日以前に製作された自動車
- 二 平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
 - ロ 平成27年8月13日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成27年8月12日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

14 次の各号に掲げる自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成26年国土交通省告示第975号)による改正前の細目告示第21条第1項及び第2項並びに第99条第1項及び第2項の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成29年10月8日以前に製作された自動車
- 二 平成29年10月9日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 平成29年10月9日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車(外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く。)
 - ロ 平成29年10月8日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、電波障害防止に

係る性能について変更のないもの

ハ 平成29年10月9日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものに限る。）であって、平成29年10月8日以前に指定を受けた型式指定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

ニ 国土交通大臣が定める自動車

15 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第17条の2第3項並びに同項の規定に基づく細目告示第21条第3項、第99条第3項及び第177条第3項の規定は適用しない。一 平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する二輪自動

車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年1月20日以降に指定を受けた型式指定自動車、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式の認定を受けた検査対象外軽自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

二 平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。以下この号及び次号において同じ。)以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成32年1月19日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

三 平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であって、平成32年1月19日までに当該改造等が行われるもの

16 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第4項第1号及び第99条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成28年国土交通省告示第826号)による改正前の細目告示第21条第4項第1号及び第99条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5トン未満のものに限る。以下この項において同じ。））であって、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては平成32年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31

日) 以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成35年9月1日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては平成32年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成35年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

17 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第4項第2号及び第99条第4項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成28年国土交通省告示第826号)による改正前の細目告示第21条第4項第2号及び第99条第4項第2号の規定に適合するものであればよい。

一 平成35年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。)にあつては平成30年8月31日)以前に製作された自動車

二 平成35年9月1日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年9月1日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 平成35年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成35年9月1日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成35年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

18 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第4項第1号及び第99条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成29年国土交通省告示第88号)による改正前の細目告示第21条第4項第1号及び第99条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 平成39年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量3.5トン未満のものに限る。以下この項において同じ。)にあつては平成32年8月31日)以前に製作された自動車

二 平成39年9月1日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては

- 平成32年9月1日)以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
- イ 平成39年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成39年9月1日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成39年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 19 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第1項及び2項並びに第99条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による改正前の細目告示第21条第1項及び2項並びに第99条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - 二 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、充電系連結システムが搭載されていないもの
 - 三 国土交通大臣が定める自動車

成32年9月1日)以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 平成39年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成39年9月1日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成39年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

19 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第21条第1項及び2項並びに

第99条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による改正前の細目告示第21条第1項及び2項並びに第99条第1項の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

二 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、充電系連結システムが搭載されていないもの

三 国土交通大臣が定める自動車